

甲州市建設工事請負契約約款の一部改正について

建設業法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部改正に伴い、現行の約款を以下のとおり改正します。

内 容

1 監理技術者補佐（第 10 条関係）

改正建設業法において、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）について規定されたことを受け、監理技術者補佐を設置する場合は、氏名その他必要な事項を発注者に通知することとしました。

2 著しく短い工期の禁止（第 20 条の 2 及び第 30 条関係）

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの工事に従事する者の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととしました。

3 談合等不正行為があった場合の違約金等（第 55 条関係）

独占禁止法の課徴金制度見直し改正に伴い、談合等不正行為があった場合の、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を支払う場合の根拠条文を改めました。

施 行 日

令和 3 年 4 月 1 日